

○議長 内海 猛年君

次に6番、本田議員の一般質問を許します。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

皆様こんにちは。6番、本田です。今回は、町民の方からいただきました地域の声について、一般質問をさせていただきます。件名としては2件となります。

1件目は、芦屋町の犬のふんの対応についてです。

現在のペット数がどのくらいなのか、インターネットで調べてみました。ペットの数が、児童生徒数の半数までに及んでいたり、あるいはペットの数が児童生徒数を上回っているなどの記事がありました。いずれにしても、ペットの人気の分かるところであります。

そのような中、芦屋町内を散歩されている方であれば、歩道にかなりのふんが落ちていることを御存じかと思えます。もし、執行部の方で犬のふんが落ちている現状を御存じでない方は、町内の散歩される際には、その視点から歩道や公園内を見ていただくと、現状がよく御理解していただけるかと思えます。

ところで大人になって、皆さんは犬のふんを踏まれたことはありますか。中には、子どもの頃にも踏んだことはないという方もおられるかと思えます。実は私は子どもの頃の記憶で犬のふんを踏んだことがありまして、当時は近くの水たまりで靴の底をべちゃべちゃと洗ったものです。

しかしながら、実は大人になって10年ぐらい前になりますが、公園を散歩中に犬のふんを踏んだ経験があります。とても気持ちはブルーになり、嫌な感じがいたしました。

福岡県では犬のふんの始末については、福岡県動物の愛護及び管理に関する条例第5条第2項により、犬の飼い主は、飼い犬が道路、公園、広場その他の公共の場所においてふんを排せつした場合は、直ちにふんを除去しなければならない、と飼い主の義務を規定されています。

しかしながら、犬のふんが道路、公園、河川、庭や田畑などに放置されている事例は後を絶ちません。犬のふんを放置することは、周囲の人を困らせ、不愉快な気持ちにさせます。

犬が散歩中にしたふんは、飼い主が責任を持って回収し、自宅へ持ち帰って始末をする。また、水を入れたペットボトルを持参し、犬がおしっこをしたら水で流すなど、ほとんどの飼い主の方が実行されていることと考えます。

しかしながら、一部のルールとマナーを守ることができていない飼い主のために、ふんによることで美観を損なうだけでなく、臭いによる不快感や、健康にも悪い影響を受けている現状があります。

私は町民の方からの切実な声をお聞きしました。それを紹介いたしますと、その内容は自分の身になって考えてみてほしいと。もし自分の自宅から一歩出た玄関や門の前に、排尿・排便をさ

れて踏んでしまったらどう感じますか、どう思いますか、1日の気分はうれしいですか、悲しいですか。大抵の方は悲しい気分では1日を過ごすことではありませんか。何で私の家の前で排尿・排便する？とクエスチョンで、なぜなぜの町民の方の声です。

ほかにも、大変不衛生ですとの声です。この声は小さな公園で遊ばせている親御さんからの声です。もし、こどもが自宅付近や公共の道路や公園等で、放置されている犬のふんを手に取り、誤って口に含んでしまったらと思うとぞっとするとのことでした。特に小さなこどもさんは、手に取ると口に持っていくことが多いので考えてくださいとも言われていました。このような現状では、動物の飼育者イコール悪い、といったイメージとつながりますよとのことでした。

また、家の敷地内や塀に犬のふんや尿が放置され、まちの美観が汚れて大変困っています。飼い犬を散歩させる際、残念ながらマナーを守られていない飼い主の方がおられるようです。ペットを大切に思うあまり、周囲への配慮を忘れてはいませんかといった声など、住民の方の声です。ふん尿は必ず飼い主が片づけてくださいと、ふんだけに大変憤慨をされておられました。

そこでお尋ねをいたします。町にはこのようなふんについての住民の声は届いていませんか。届いている声があるとすれば、どのような声が届いているのか、お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

町に届く住民からの声としては、自宅近辺や散歩中の道路、公園などに、犬のふんが落ちて、困っているというものがございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

それでは、散歩中の方から犬のふんの対応として、届いた声にはどのような対応をされたのか、お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

対応としましては、犬のふんを放置しないでください。犬のふんは持ち帰りましょう。など記載された啓発用掲示物を相談者へ配付したり、公園などへの啓発看板を設置したりしております。

また、広報あしやにおいて、犬の飼育についての記事を年1回程度掲載しており、その中で、散歩中の犬のふんの後始末についての啓発も行っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

近隣の自治体でも同様の問題を抱えているものと思われますので、今、御回答いただきました啓発用掲示物を相談者に配付されたり、公園等への啓発看板の設置や、年1回程度の広報あしやへの掲載以外で、既に町で実行されている内容以外に、他市町村の施策を参考にされているような事案はありますでしょうか、お尋ねします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

ほかの市町村の施策で参考にしているものは特にございませんが、遠賀郡内各町に飼い犬のふん害対策について改めて確認したところ、啓発看板の設置や回覧版による啓発、窓口での鑑札交付時に啓発するなどの対策を行っているということです。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

インターネットで他市町村の取組として、ふんの対応について調べてみますと、ふんの対応に困った住民や自治体の対応策として、イエローチョーク作戦なるものを見かけました。この施策は、全国の複数の自治体において実施されているようです。

内容は、ふん放置防止対策として、放置されたふんの周りを黄色のチョークで囲み、見つけた日時を路面に書く、あえてふんはそのまま残しておくといった内容です。このことは飼い主が再び訪れた際、周囲が迷惑していることに気がつき、自発的に回収するようになることを目的として行われているようです。

このことは御存じでしょうか、お尋ねします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

イエローチョーク作戦については、3年前から認識しております。多くの自治体で実施されており、ある程度の効果が確認されている取組であると認識しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今お聞きしました回答では、ある程度の効果が確認されていると認識されているとのことでした。

それでは、町の負担としてはイエローチョークを御準備していただき、町内全域にお知らせと、飼い主への啓発活動となるお知らせを実施していただくことで相応の効果があると思いますが、重ねての周知になりますが、御準備していただくものは黄色のチョーク1本であり、取組方法は放置されているふんの周囲にチョークで丸を付ける、発見日時を書く、ふんは片づけずに1週間程度様子を見る。

放置されているふんを強調することで飼い主に警告することが目的のため、ふんは片づけをしない。再度ふんの放置があった場合は同じことを繰り返す。このような内容となっています。

実施のことについてはどうお考えか、お尋ねします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

御承知でしょうが、芦屋町には芦屋町環境美化推進委員会という附属機関がございます。その所掌事務の中に、環境美化意識の向上及び啓発に関すること。地域の環境美化活動に関するがございます。

このため、まずは3月末に開催予定の芦屋町環境美化推進委員会で議題として取り上げ、協議していきたいと考えております。

なお、イエローチョーク作戦については、3年前に一度、事務局である環境・公園係で検討したことがあります。当時は大部分が未舗装である公園が問題になったのですが、土や草、芝生にはチョークが使えないことから、実施については見送った経緯がございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

冒頭述べましたように、舗装された歩道の上に放置をされた犬のふんを見かけますので、実施することで、相応の効果が認められるのではないかと考えております。

実際にイエローチョーク作戦の実施によって、どのくらいの効果があっているのか、既に実施されている自治体の担当の方に、先日、電話ではありますが、実施される前と実施された後のイ

エローチョーク作戦の効果について、直接お聞きしました。

担当の方からお聞きした内容では、チョークでマークすることは、かなりの効果があったと感じています、とのことであります。実際に職員の方が自治体内をパトロールされた際に、放置されたふんを月別に記録して、年間分を取りまとめた結果、放置されたふんは減少していることが数字として把握できているとのことであります。

すぐにでも取組されることを提案したいのですが、対応としてはいかががお考えか、お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

実施方法や開始時期などにつきましても、芦屋町環境美化推進委員会において、協議していきたいと考えます。

例えば、今回はチョークが使用できる、舗装された歩道等に限定して実施するなど、考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

そうですね。チョークが使用できる舗装された歩道等に限定するといった視点から、別の限定といった意味として、全町内を実施する前に取組期間を限定されたり、あるいはエリアを限定した試行的な実施をされてみて、効果を確認することもいいのではないかと考えているのですが、いかがお考えでしょうか、お尋ねします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

エリアや期間を限定した試行的な実施も含め、芦屋町環境美化推進委員会において、協議していきたいと考えます。

委員会の事務局である環境住宅課としても、施行する場合のエリアなどを委員会開催前に、事務局案を検討しておきたいと考えます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

自治体によっては条例を定めている自治体もありますが、芦屋町では芦屋町飼い犬・猫のふん害等の防止に関する条例のような条例を定める予定はないのか、お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 新開 晴浩君

現在ある芦屋町飼犬条例において、飼主の遵守事項について規定されており、犬のふんについては芦屋町飼犬条例第4条第1項第3号に、飼主は、道路、公園広場、その他の公共の場所及び他人の土地建物等を汚物で汚し、又は損傷することがないようにすることと定められております。

また、芦屋町環境美化条例において、飼い犬又は飼い猫のふんの放置の禁止について規定されており、芦屋町環境美化条例第13条第1項に、飼い主は、飼い犬又は飼い猫のふんを放置してはならない。そして第2項には、飼い主は、飼い犬又は飼い猫を散歩させる際には、ふんを処理するための用具を携帯する等し、ふんをしたときは、飼い主が直ちにそのふんを回収しなければならないと定められております。

このように、既に飼い犬のふん害の防止に関する事項を規定した条例が制定されておりますので、現段階においては、新たに条例を制定する予定はございません。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今日の回答から、3月末に開催予定の芦屋町環境美化推進委員会で課題として取り上げ、協議していきたいと考えておりますと回答いただきました。

ぜひ芦屋町環境美化推進委員会の委員の皆様との協議を実施していただき、実現されることを期待しまして、次の質問に移ります。

件名2は、高齢者の健康維持についてお尋ねします。

第9期芦屋町高齢者福祉計画からの抜粋となりますが、計画策定の趣旨について、冒頭、高齢化の進行により、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年には、後期高齢者が2,000万人を突破するといわれ、芦屋町でも同年に後期高齢者が2,400人を超え、総人口の19%を超えると予測され、要介護者が増加することが予想されると記載されています。

まさに、今年が第9期芦屋町高齢者福祉計画に示された年となりました。また、芦屋町高齢者福祉計画書の中には、芦屋町における高齢者福祉の課題として、介護保険広域連合が実施した高齢者生活アンケート及び芦屋町が実施した高齢者福祉に関するアンケート結果から、現役世代も

含め、健康づくりに意識づけを行う各種講座や教室を開設し、啓発を行うことが重要と記載されています。

さらに、地域づくり・健康づくり活動などへの参加意向として、運営・企画のお世話役として関わってもいいとされる方が3割以上となっております。

このことから、健康づくり活動・介護予防が地域で日常的に取り組みられるよう、体操サポートの養成、フォローアップ講座を実施する必要があるとも記載されています。

このように、芦屋町では高齢者の健康維持・促進のために、地域交流サロン事業や自治区公民館体操をはじめ、各種施策が実施されており、その施策を実施されている自治区や公民館は相当数に上がっております。そのような中ですから、実施されている施策の効果はかなり現れているものかと思っています。

しかしながら残念なことに、地域交流サロン事業や自治区公民館体操は、全町内での実施には至ってないところから、施策の恩恵を受けることができている方がおられることが懸念されます。施策の対象となっていない町民の方への対応策は、今後必要になってくるものではないかと思っております。

これは最近の私の体験なのですが、現在、健康講座を受講し、体に効果があるなど感じている講座に、芦屋町の、からだ、ゲンキ！教室があります。毎週ではありませんが、ほぼ月曜日の10時から11時半までの1時間30分はストレッチ体操や筋力アップ、有酸素運動等で内容が構成されており、軽快な音楽に合わせて、リズム運動をはじめとして、体力を維持・強化している体操教室となっております。

私がこの講座に通うきっかけになったことは、令和5年第3回議会の一般質問で、町にラジオ体操の推奨を提案したことから、町では、からだ、ゲンキ！教室でラジオ体操を行うことを推奨されたのではないかと思っていますのですが、教室の中でラジオ体操を取り入れておられます。

そこで私はこの、からだ、ゲンキ！教室に参加して体験しようという思いから、昨年の秋から通っているところです。その中で、教室に通い始めてすぐに気になったのは、施策の実施が国民健康保険加入者で、特定健診等を受診する75歳以下の方が対象の事業となっていることから、社会保険に加入の方や75歳になって後期高齢者保険になる該当されていた方が、この教室の対象外になってしまうことでもあります。

私が教室に参加して思うことは、人生100年時代がうたわれている昨今の現状からは、75歳になった以降も体に対する運動として、からだ、ゲンキ！教室と同様の体操での体を動かすことができる、75歳以上の別メニュー教室の開設や、社会保険の方でも加入できる、保険の区分を越えた体操教室などがあればいいのではないかと感じております。

そこでお尋ねします。

みんなで元気になろうや！講座や、からだ、ゲンキ！教室の参加者等の現況について、令和5年第3回議会の一般質問の際にお尋ねしたところ、執行部の答弁として、健康教室への参加をきっかけとしまして、参加者の方が自分の健康に関心を持たれ、生活習慣の改善に取り組んでいただけるようになったものと考えておりますと、回答をいただきました。

その後、時間も1年半ほど経過していることから、参加者の方も変更となったり、参加された方からの感想もあるかと思えます。その後の施策を継続している中で、住民の声としてどのような声があるのか、いま一度、からだ、ゲンキ！教室の内容についてお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

執行部の答弁を求めます。健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

からだ、ゲンキ！教室の内容につきましては、19歳から74歳までの国民健康保険加入者で、若者健診または特定健診を受診する方を対象に、生活習慣病の予防、改善のため、運動習慣を身につけることを目的として、健康運動指導士と一緒にストレッチや筋力トレーニング、リズム体操などを行っており、年間で全40回開催しております。

また、参加された方の声につきましては、運動の内容や時間配分が良い。トレーナーの指導が分かりやすい。毎回楽しく参加しているなどの感想をいただいております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

からだ、ゲンキ！教室を修了して75歳に到達された後、講座に参加できない方の御意見や要望はお聞きされておられますでしょうか。あるのであれば、どのような声があるのかお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 塩田 健司君

75歳を過ぎても教室に参加したいと希望される方は多くおられます。参加者で75歳に到達される方には、福祉課の事業の自治区公民館体操や地域サロンを御案内しております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

みんなで元気になろうや！講座や、からだ、ゲンキ！教室のほかにも、体を動かして体力を維持するメニューとしては、体操サポーターの養成やフォローアップ講座があります。

この施策の参加者はどのくらいの方がおられて、そのことがきっかけとなって波及している効果にはどのようなものがありますか、お尋ねします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

お答えいたします。

体操サポーター養成講座は、初級コースと修了生コースを実施しております。議員から紹介のありましたフォローアップ講座が修了生コースに当たります。

初級コースは、自治区等でリーダーとして活躍してもらうことを目的に、新規の方を対象として実施しており、ストレッチや筋力アップ体操のほか、高齢者の特徴について学ぶ講話なども含めて、基礎的な内容で実施しております。

修了生コースは、自治区公民館体操や地域交流サロンの参加者、過去に初級コースを受講した人を対象に、体操サポーターとしての継続支援、交流、意見交換を目的として実施しております。

初級コース、修了生コースとも、北九州スポーツクラブ連絡会の健康運動指導士に委託しまして、講師をお願いしているものでございます。

最初の御質問は参加者がどのくらいかとのことですが、それについてお答えしますと、初級コースは、令和4年度は4人、令和5年度は13人、令和6年度は14人の参加となっております。修了生コースは、令和4年度は21人、令和5年度は19人、令和6年度は27人の参加となっております。

波及している効果につきましては、地域住民が主体的に関わりながら、自分たちの手で居場所をつくる、通いの場の一つである自治区公民館体操や地域交流サロンにおけるリーダー育成につながっております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

先ほどの回答の中で、75歳を過ぎても教室に参加したいと希望される方は多くおられますとのことなんですが、75歳を過ぎた後期高齢者になりますと、芦屋町では体力の維持向上に関する講座や教室としては、どのような内容のものがあるのかをお尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

町が実施しているものとしまして、体操サポーター養成講座のほかには認知症予防教室があります。この教室では、頭と体を同時に使う体操を実施しております。

また、自治区主体の通いの場としては、自治区公民館体操のほか、地域交流サロンで体操を行っている自治区がございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

今お聞きしました自治区公民館体操とはどのような内容で、どういった方が対象者となるのか、お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

自治区公民館体操の目的は、高齢者が安全で効果的な運動を自宅等で実施できるように、基本的な運動指導を行い、また高齢者が集まることによって、自主的かつ継続的な体操の実施を推進するものです。対象者はおおむね65歳以上の町民を対象として実施しております。

ただし、自治区主体の事業となりますので、特に年齢制限があるわけではありません。主な内容としましては、ストレッチ体操や有酸素運動、転倒や骨折予防等の体操を行っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

私が今回お聞きした内容では、後期高齢者の方ではありますが、健康維持として、からだ、ゲンキ！教室修了者の声があります。以前は足腰が元気だったので、散歩をよくしていたけれども、足が悪くなって、距離のある散歩はできなくなられたようです。そのような体調の中で、参加をしていた、からだ、ゲンキ！教室はとても体によかったとおっしゃっておられました。

現在その方は、講座修了後に体力の維持のために、月2回ほどヨガ教室に通うようになったとのことであります。ただ、からだ、ゲンキ！教室の継続版のようなものがあれば、ぜひにも参加したいのだと、その方はおっしゃられておりました。

私も高齢化社会、あるいは超高齢社会を迎える中で、このような教室は、住民の要望があれば

検討の上、教室を開設していいのではないかと考えておりますが、いかがお考えかお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

本田議員の言われる継続版が、自治区公民館体操に当たるのですが、自治区に入っていないと参加できない、またはしにくいとの意見があることも承知しております。

そこで、町民の誰もが参加できるものとするため、令和5年度に体操サポーター養成講座の内容の見直しを少し行いました。先ほど参加者の人数をお答えしましたが、初級コースは、令和4年度は4人の参加しかありませんでした。

その原因としまして、体操サポーターになるのは気が引けるという方もおられると思いましたので、内容をサポーター養成に重きを置かず、体操教室の一環として参加可能とし、8回のプログラムの中で、サポーターについて知っていただく内容に変更したところ、令和5年度は多くの方に参加していただける結果となりました。

現在、さらに改善するように検討しております、令和7年度から事業内容を変更する予定しております。

令和6年度までは、初級コース8回と修了生コース5回に分けて実施しておりますが、令和7年度からは初級コースと修了生コースを合わせ、さらに1回追加し、年14回の通年のコースとして継続的に参加できるようにします。

また対象者を、初級コースは自治区公民館体操や地域交流サロンへの参加を今後予定している人、修了生コースは参加している人またはした人としておりますが、それを65歳以上の町民としまして、高齢者の誰もが参加しやすい教室にしたいと思っております。

教室のプログラムには、体操サポーターの養成についても組み込みまして、自身の運動を目的としながら、地域のリーダーとなる体操サポーターの視点も、併せて育成していきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

質問の冒頭で、地域交流サロン事業のことにも触れましたが、現時点でサロン事業は町内全域に普及しているわけではありません。町民全員が参加対象となる、地域交流サロン事業の町内版として、体操教室等の体を動かす企画をされてみてはいかがなものかと思っておりますが、お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

地域交流サロンは通いの場として地域住民主体で実施していただいております、地域住民が自ら企画、運営するものでございますので、サロン事業の町内版というのは難しいかなと思っております。

町民全員が参加可能な体操教室はただいま説明いたしました、体操サポーター養成講座の内容を見直して、実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

地域交流サロン事業の町内版が難しいことと、体操サポーター養成講座の内容を見直して実施したいと思いと回答いただきましたので、ぜひ内容を踏み込んだものにして、参加しやすい形に期待したいところであります。

地域住民の交流の場として、昨年、地域交流サロン事業の地域交流サロン事業交流会が開催されました。私は花美坂区の担当者として参加しました。そこでは繰り返しとなりますが、地域交流サロン事業が全地区での開催には至っていないものの、8割ほどの自治区での開催となっている現状をお聞きしております。

冒頭で触れましたが、今年は団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年です。後期高齢者の方が増えてくることかと思っております。

そこで、この地域交流サロン事業の町内30全自治区での事業開始に向けた、さらなる計画はあるのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

町としましても、地域交流サロンの実施地区の拡大は、ぜひともお願いしたいところでありますので、毎年未実施地区の区長さんに、区長会でお願ひしているほか、回覧版や広報あしやなどでも立ち上げについてお願いしております。

また町として、立ち上げを考えている自治区に対しましては、無理のない立ち上げや継続したサロン活動ができるよう、講師を派遣して支援しているところでございます。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

昨年の地域交流サロン事業の地域交流サロン事業交流会の中で、他自治区の方から、不安に思う内容のお話を伺いました。各自治区で地域交流サロン事業を開始して、それぞれの自治区で相当期間が経過し、当初メンバーとして参加されていた方が参加できなくなってきて人数は減る一方となり、参加されるメンバーが一向に増えないといった参加人数の問題と、実施している事業のメニューがマンネリ化をしてきたとお聞きしました。

そこで、現在の地域交流サロン事業を実施されている地区間で、2地区合同、あるいは3地区合同といった複数地区の地域交流サロン事業の開催の中で、年間を通してまずは希望地区には試行を兼ねた、1回といったような実施回数を限定した、他地区との交流会を合同開催する計画をされてみてはいかがなものかと思っておりますが、いかがお考えかお尋ねします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

議員から御提案いただいた合同開催につきましては、地域交流サロン事業は、地域住民が主体となって実施するものですので、何も制限をかけているものではございません。

サロン間での交流を深めるとともに、合同で実施することによる経費の削減も考えられますので、ぜひ合同で実施する意向のあるサロン同士で、検討いただきたいと思いますと思っております。

また、町で支援できることがありましたら、相談いただければと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

地域交流サロン事業の地域交流サロン交流会の中で、印象に残っているメニューとして、バーチャル観光旅行の話がありました。

なかなか高齢者になられて、どこかに出かけるのは、出かけた気持ちはあるけど、準備や体調を考慮すると実際に旅行に行くのは難しいとお話をお聞きしております。

このようにバーチャルでの観光旅行は非日常を感じながら、地域に居ながらにして楽しめる時間になるのではないかと思います。そのようなメニューを実施される際には、単独の自治区だけではなく、自治区の輪を広げて複数の自治区での開催、あるいは学校区での開催、町単位での開催のように、マンネリ化を防ぎ、参加される方の減少も防げるものになると思っております。

今後、地域交流サロン事業の計画をされる際には、各自治区の枠にとらわれない枠組みでの実施はいかがかなと考えておりますが、お尋ねいたします。

○議長 内海 猛年君

福祉課長。

○福祉課長 智田 寛俊君

交流会で講師の方が紹介されましたバーチャル観光旅行は、町が主催して参加者を募ったものではございません。コロナ禍で外出ができない時期にできることを事業者からの提案を受け、町から案内があったのかもしれませんが、地域交流サロンの参加者の方たちが主体となり、企画、実施されたものでございます。

回答が重複してしましますが、各自治区のサロン事業の活性化を目的として、合同で実施されることにつきましては、町としても賛成でございます。ぜひ、サロン同士で声を掛け合い、自治区の枠を超えて、高齢者同士が交流を深めていただければと思っております。

以上です。

○議長 内海 猛年君

本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

高齢者の交流の場として、様々な内容での企画をしていただいている担当者の方には感謝をしているところであります。今回の一般質問は住民からの声を担当課にお伝えして、何とか住民の要望がかなうのであればとの思いから質問させていただきました。

先ほどの回答にも、75歳を過ぎても教室に参加したいと希望される方は多くおられますという回答をいただきました。

この75歳以上の高齢者の方が、運動することを望まれているのであれば、先ほども申し上げましたが、名称は何であっても、内容が定期的に、からだ、ゲンキ！教室の継続版のような運動教室の開催を検討されてみてはいかがなものかと思うところであります。

また、先ほどは地域交流サロンは、通いの場として地域住民主体で実施していただいております、地域住民が自ら企画、運営するものでございますと回答をいただきました。

しかし、企画、運営を行う住民主体の各自治区においては、自治会役員等の役員の成り手不足は、各自治区で悩ましい課題となっている現状があります。そのような現状の中では、地域住民が自ら企画、運営するものには、マンネリ化や企画、運営の限界等の課題を、多く抱えているものと思われま。

他自治体の取組ではありますけれども、この自治体は健康寿命日本一を掲げて取組をされておられます。

これは国内ランキングの1位を目指したり、他の自治区と比べて1歳でも長く、を目指したりするものではないようです。

重要なのは、住民の誰もが健康上の問題で、日常生活が制限されることなく、はつらつと元気に暮らし、心の健康と体の健康のバランスがとれた、活力あふれる生涯を送ることができる町であることが考えられています。

このような町の姿に向けて前進しているのか、そうでないのか、現状を見極め改善していくために2つの指標を作っておられまして、定期的に観測をされて、町の現在地として公表されています。

1つは、主観的健康観として、自分が健康であると感じている住民の割合が増えること。

2つ目は、日常生活が自立している期間として、要介護2以上になるまでの期間を延ばすこと、といった2つの指標を掲げてあります。

芦屋町にもすばらしい施策や取組内容がありますが、今回のような町民の声があれば、ぜひ、現在展開されている健康維持や健康づくり等で実施されています施策が、何人ぐらいの住民の取組内容となっているのか、参加できる住民の対象はどうなっているのかなど、今の施策以外に健康寿命を延ばす施策があるのでは、といった施策の見直しの現在地としていただけないかと思っております。

最後に繰り返しとなりますが、令和7年度の施政方針の中にも、健康づくりについて、第3期芦屋町データヘルス計画、第4期芦屋町特定健診実施計画に基づいて、健康教室などによって、健康づくりに対する意識を高めていくことが述べられています。

今回の町民の声としてお聞きした方は、健康づくりについては十分に意識されており、その方法を町に提案している形になるかと思っております。

また、ふくおか健康ポイントアプリの利用者増に向けた取組は、健康を意識されている方には毎日の運動量が見える形となり、健康に対する取組結果が励みになることかと思えます。

その取組推進をされる中で、ふくおか健康ポイントアプリは、携帯電話のアプリを使用することとなりますので、高齢者の方にはアプリの使い方の支援も含めてぜひ、利用者の増加に向けた取組と町民の声に寄り添った、健康づくり施策が展開されることを期待しまして、一般質問を終わります。

○議長 内海 猛年君

以上で、本田議員の一般質問は終わりました。